

契約種別説明書

<静岡ガスエリア>

株式会社ストエネ
2025年4月23日制定

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

この契約種別説明書は、当社の「ガス需給約款」に基づき以下の一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記の一般ガス導管事業者の一般ガス供給約款を参照ください。）にお住いのお客様で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1) 一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記の一般ガス導管事業者の一般ガス供給約款を参照ください。）は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者	供給区域等
静岡ガス株式会社	静岡ガス株式会社が定める託送供給約款の供給区域

(2)当社が、当社の定める方式により、この契約種別説明書<静岡ガスエリア>により算定されたガス料金を請求できること。

2 プラン種別

プラン種別は、次のとおりといたします。

供給エリア	プラン種別
静岡ガスエリア	Mプラン

3 プラン料金

当社がお客さまに提供するガスの料金は、プラン種別ごとに重要事項説明書に定める基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）に定められた原料費調整額を加減するものとします。

附 則（実施期日）

1. 実施期日

この契約種別説明書＜静岡ガスエリア＞は、2025年4月23日から実施いたします。

制改定履歴

（別表含む）

2025年4月23日 制定

別表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定：静岡ガス

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9424$$

$$\beta = 0.0633$$

(2) 原料価格変動額

原料価格変動額は 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

基準平均原料価格：83,090円（1トン当たり）

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

(3) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

① 1トン当たりの平均原料価格が83,090円以上のとき

原料調整単価（1立方メートル当たり）

$$= \text{平均原料価格} - 0.082\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 1トン当たりの平均原料価格が83,090円未満のとき

原料調整単価（1立方メートル当たり）

$$= 0.082\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) - \text{平均原料価格}$$

(4) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原

料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(5)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に (3)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1の平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および (3)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。